

令和2年4月22日

各 位

(公財) 名古屋産業振興公社

新型コロナウイルス感染症に係る施設使用の取り止め・延期における
施設使用料の還付等の期間の再延長について

日頃から当公社が管理・運営する施設をご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、令和2年4月1日付けで発表させていただいた施設使用の取り止め・延期を行う場合の施設使用料の還付等の期間について、下記のとおり対象期間の再延長を実施いたします。

記

1. 対象施設

施設名	対象	お問合せ先	電話番号
名古屋市中小企業振興会館	・吹上ホール、 ・第1ファッション 展示場 ・第2ファッション 展示場 ・メインホール ・展望ホール ・第1～10会議室	中小企業振興会館 営業課	735-2111
サイエンス交流プラザ	・大会議室 ・中会議室	研究推進部 研究開発支援課	736-5680

2. 期間

(延長前) 令和2年5月10日までのご利用分

(延長後) 令和3年3月31日までのご利用分

※今後の状況に応じて、期間を延長する場合があります。

3. 取り止め・延期理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために施設使用の取り止め・延期を行った場合に限ります。(同様の理由で施設が使用休止したことによるものも含む)

4. その他

- ・既納の使用料を還付します。
- ・還付に係る手続等は上記「1. 対象施設」にお問い合わせください。